

日本動物考古学会メーリングリスト運用規定

1. メーリングリストの使用権限は事務局に限定する。情報の配信を希望する者は、事前に事務局に申し込み、事務局から配信することとする。
2. 配信希望者は原則として本学会員に限る。ただし、3に該当する他学会・研究機関等からの配信希望についてはこの限りではない。
3. メーリングリストによる配信内容は本学会の趣旨・運営に直接かかわるものに限る。
4. 配信希望者は下記の点を順守すること。
 - a. 学会等の案内や求人告知の配信希望については、申込期限に十分間に合うように、できるだけ早めに提出すること。ただしリマインダー(備忘通知)に関してはこの限りではない。
 - b. 添付ファイルを使用する場合には、個々のサーバーに過度の負担がかからないよう、できるだけ容量を軽くし、事前にウイルスチェックを行うこと。
5. メーリングリストによる配信を希望しない会員は事務局にその旨を申し出て、配信を停止することができる。
6. メーリングリストに登録していない会員も含め、メールアドレスの情報は事務局が厳重に管理し、個人情報の漏洩やプライバシーの侵害が生じないよう万全の対応を図る。

2014年11月29日制定

2014年11月30日施行